

幸せデザイン 大東（案）

- ・第5次大東市総合計画（後期計画）
- ・第3期大東市・まち・ひと・しごと創生総合戦略

第5次大東市総合計画（後期計画）（案）

趣 旨

本市では、令和3（2021）年3月に、「第5次大東市総合計画」及び「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化した『幸せデザイン 大東』を策定し、持続可能なまちづくりに向けて、取組を進めてきたところである。

この間、人口減少・少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症をきっかけとしたICT¹の急速な進展、価値観の多様化、大規模な自然災害、エネルギー・物価高騰など、様々な社会変化とこれに伴う多様な課題が顕在化してきている。

これらの社会変化に対応しながら、地域課題を解決し、より良い行政サービスを提供するためには、行政・市民・企業・大学など、多様な主体が協働し、互いの知恵と資源を活かすとともに、ICTやAI²などの最新技術の活用により、持続可能なまちづくりを進めることが求められている。

また、国においては、令和7（2025）年に、これまでの取組を引き継ぐ形で総合戦略を改訂し、人口減少を正面から受け止めた上で、AIやデジタル技術を活用しながら魅力ある地方を創生することを目標とした「地方創生に関する総合戦略」を策定した。

さらには、これら地方創生で進めてきた取組に加え、地方が持つ伸び代を活かすことで、暮らしの安全を守り、地方に活力を取り戻すことをめざす「強い経済」の実現に重点を置いた「地域未来戦略」を推進することとしている。

~~また、国においては、令和4（2022）年に、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、デジタル技術の活用や地方の個性を活かした社会課題の解決・魅力向上の加速化・深化などを謳った「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。~~

~~さらには、令和7（2025）年には、地方創生の新たな考え方として「地方創生2.0基本構想」が示され、これまでの地方創生10年の成果と反省をもとに、人口減少を受け止めた上で、めざす姿として『強い経済と豊かな生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る』ことが掲げられた。~~

本市においては、令和7（2025）年度に、「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は5年間の計画期間が終了し、同時期に、「第5次大東市総合計画」は10年間の計画期間の中間年度を迎えることから、この間の社会情

¹ ICT:通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術

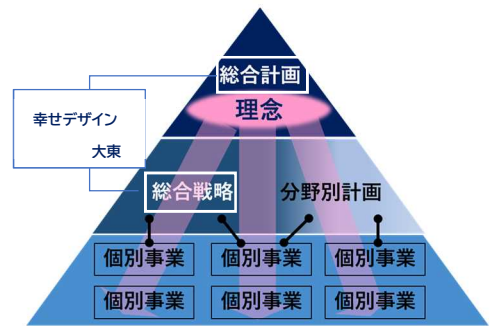
² AI:人口知能

勢の変化や国の動向、本市を取り巻く環境の変化、本市の取組の成果や課題を踏まえて、より実情に即した「幸せデザイン 大東」の改訂を行うこととする。

1. 基本的事項

(1) 計画の構成

本市のまちづくりの理念と方向性を定めた「大東市総合計画」（以下「総合計画」という。）と、総合計画に掲げる理念と方向性に基づいて取り組む「まち」「ひと」「しごと」の3分野の重要施策を定めた「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）により構成し、両者を取りまとめた総称を『幸せデザイン 大東』とする。



(2) 計画の位置づけ

【総合計画】

総合計画は、「大東市自治基本条例」（平成17年条例第26号）に基づき、計画的な市政運営を行うことを目的として、まちづくりの考え方や将来像、政策の方向性などを示すものであり、総合戦略をはじめ、分野別の計画や各取組は、本計画に定める考え方や方向性に即して推進する。「第5次大東市総合計画（後期計画）」として位置付ける。

【総合戦略】

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」及び「総合計画」に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としており、「第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

(3) 計画期間

【総合計画】

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）
うち、後期計画：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

【総合戦略】

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
大東市総合計画	第5次大東市総合計画 (前期)		令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 (後期計画)：5年間				
大東市総合戦略	第2期		第3期大東市総合戦略：5年間				
国 デジタル田園都市 国家構想総合戦略	令和5(2023)年度～令和9(2027)年度						
大阪府総合戦略	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度						

総合計画

(1) まちづくりの考え方とめざす将来像

今後長期にわたり人口減少が続くことが予測される中、人口規模の縮小と人口構成の変化に対応しながら市民生活を維持・発展させることで、一人ひとりの**幸せの増大**を図ることを目的として、まちづくりを行う。

その上で、めざす将来像は「安全・安心の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち」とし、安全・安心が築かれ、誰もが希望や喜びを抱くことのできる活力あるまち（元気なまち）となることで、大東が「住む」場所から、「住み続ける」場所へと成熟していくことをめざす。

◆理念 一人ひとりの幸せの増大

◆将来像 安全・安心の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち

(2) 人口の考え方

全国的に今後も人口減少が予測される中、国が令和7(2025)年に策定した「~~地方創生2.0基本構想~~」では、これまでの地方創生10年の成果として「人口減少問題への対処開始」、反省として「人口減少を受け止めた上での対応の不足」などを挙げ、その上で、人口減少を見据えた上での施策展開を掲げている。

本市においても同様に、早くから人口減少問題に向き合い、「人口流入」と「定住促進」に取り組んできたが、全国と同様に、人口減少に歯止めをかけることはできず、当面は人口減少が続くと予測されている。

そこで、人口規模の縮小と人口構成の変化を前提としつつ、その中でいかに安全・安心を確立し、大東ならではの付加価値を高めていくか、という観点でまちづくりを行うことで、市民の定住意欲を高め、人口減少を緩やかにしていくことが求められる。

以上を踏まえ、現に、この地を選び住み続けている市民を主なターゲットとして、これからも「住み続けたい」と思えるまちづくり、すなわち「定住促進」につながる施策を展開していくことで、国立社会保障・人口問題研究所が示す将来推計人口を下回らない人口を維持していく。そして、定住したいまちとしての魅力を高め、市民のまちへの愛着を醸成するとともに、市外の多くの人や企業等に大東の魅力を認識いただけるようにすることで、人や企業の流入が図られるまちをめざす。

(3) 達成指標

大東への定住意欲を高める（市民意識調査）

令和7（2025）年度 58.1% → 令和12（2030）年度 63.0%

転出を抑制する（総人口に対する転出率）

令和6（2024）年 3.6% → 令和12（2030）年 3.3%

(4) 多様な主体と連携したまちづくり

人口減少が進む中で、大東に関わる全ての人や多様な主体こそが、多様化する一人ひとりの幸せを実現する原動力となる。そこで、子どもから高齢者まで、本市で暮らす人々はもちろんのこと、近年増加傾向にある外国人、長年にわたり各地域の暮らしを支えてきた自治会組織をはじめとする地域の団体や経済活動を担う企業、さらには通勤・通学者、観光客、ふるさと納税者など、それぞれがそれぞれの形でのまちと関わり合い、連携し合うとともに、公と民が対等な立場で協働し、課題の共有と価値の共創を行い、まちの維持・発展を支えていくことをめざす。

また複雑化・広範化する地域課題に対し、効果的かつきめ細やかな対応を行うため、部署間・政策間連携を進める。

(5) まちづくりのメインターゲット

- 大東で暮らす（活動する・操業する）「市民」「団体」「企業」等
- 大東に関心をもつ「人（関係人口³・交流人口⁴）」「団体」「企業」等

(6) まちづくりの展開方針（政策の方向性）

まちづくりを進めるにあたって最も基本となるのが、すべての人の人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる社会をつくることである。

人権の尊重は、特定の分野に限られるものではなく、すべての行政施策の基盤となる考え方である。そのため、市は「すべての取組が人権行政である」という認識のもとに、まちづくりを進める。

人権教育や啓発を進め、市民の理解と意識を深めながら多様性を認め合う文化を育むとともに、男女共同参画の推進や平和の尊さを次世代へ継承する取組を行っていく。こうした取組を通じて、一人ひとりの尊厳が守られ、互いを認め合い、支え合う社会を築き、すべての市民が自らの力を発揮し、幸せを実感でき

³ 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる人のこと

⁴ 交流人口：通勤や通学、観光などで地域を訪れる人のこと

る人権尊重のまちづくりをめざす。

また、国際社会の共通目標である「SDGs⁵」の理念を鑑み、大東が持続的に発展し、誰ひとり取り残さない安心して暮らせるまちづくりを進めていく。

以上を念頭に、住み続けたいまちの基本となる「安全・安心の土台の構築」と、他のどこでもなく、『大東』を選び住み続けたいくなるような「大東ならではの付加価値の創出」、それを支える「行財政基盤の強化」の3つの視点をもって、市民・地域・企業・行政が力を合わせ、誰もが希望と喜びをもって住み続けたいと思えるまちづくりを推進していく。

以上の視点をもとに推進する各分野の取組の方向性は、次のとおりとする。

危機管理

①地域の暮らしに根ざした防災・防犯のまちづくり

日頃から自主防災組織や自治会、企業や関係機関等と連携しながら、地域コミュニティの醸成を図るとともに、発災後のまちの機能を維持できる体制を整えることで、自助・共助・公助による地域防災力・防犯力を備え、安全・安心に暮らせるまちづくりを行う

②災害時に備えた計画的な都市基盤整備

老朽化が進む公共施設やインフラ等への対応を計画的に進め、大規模地震や水害などに耐えうる都市基盤の整備・更新を行う

都市基盤・都市空間・生活環境

①エリアの課題や特性に即した都市基盤を備えたまちづくり

市内各エリアの様々な課題や特性を踏まえるとともに、多様なライフスタイルにも対応した都市基盤の整備・更新を行う

②安全・便利に移動できるまちづくり

人口減少、少子高齢化による移動者数や移動ニーズの変化、移動の実情を踏まえた移動手段の確保、バリアフリー化等による歩行空間の確保を進め、移動の利便性と安全性が高いまちづくりを行う

③地勢的優位性やコンパクトシティの強みを活かしたまちづくり

都心へのアクセスがよく、都心よりも住宅の確保がしやすい優位性や、移動や効率的な機能配置がしやすい市域のコンパクトさを活かしたまちづくりを行う

⁵ SDGs:平成 27(2015)年に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を理念とした「持続可能な開発目標」

④都市基盤や公共施設の計画的な更新・再編と都市空間・施設等を有効に活用したまちづくり

将来の人口や財政基盤、行政需要を踏まえた計画的な施設の老朽化対策や公共施設の総量の見直し（再編・廃止）、未利用財産の方向性の早期決定を行うとともに、遊休地や空家、公共施設、都市空間などを資源として捉え、活用することによって、新たなまちの付加価値につながるまちづくりを行う

⑤都会と自然の両方を楽しめるまちづくり

大都市に近い一方で、自然が身近にあるという恵まれた住環境を備えている強みを活かし、その両方を楽しむことができるまちづくりを行う

⑥環境や社会に配慮したまちづくり

市民や企業の環境意識を醸成しながら、地域全体でゼロカーボンシティ⁶をめざすとともに、地球環境や社会に配慮し、快適でうるおいのある豊かな環境を創り、守り、育て、将来に引き継ぐことのできる持続可能なまちづくりを行う

健康・福祉

①誰もが健康に暮らせるまちづくり

若年期からの健康増進に加え、多様なアプローチによって高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防を推進するなど、地域全体で健康づくりに取り組み、誰もが心も体も健康に暮らせるまちづくりを行う

②日常生活が保障され、必要な人に必要な支援が届くまちづくり

日常生活の困りごとを身近に相談できる人や場所があり、必要な人に必要な生活支援を届けることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行う

③一人ひとりの意欲を引き出し、自立への道筋が展望できるまちづくり

年齢や障害の有無、個人の特性、生活環境等に関わらず、誰もが希望を持ち、自立による自己実現の喜びを感じることができるまちづくりを行う

教育

①家庭での教育力を育むまちづくり

教育の出発点である家庭において、基本的な生活習慣や学習習慣などを身に

⁶ ゼロカーボンシティ:令和 32(2050)年までに二酸化炭素実質排出量ゼロをめざす自治体のこと。本市では、令和 5 年(2023)年 3 月に「大東市ゼロカーボンシティ宣言」を表明

つけ、教育力の向上を図ることができるまちづくりを行う

②地域全体で子どもたち一人ひとりの育ちを応援するまちづくり

家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの豊かな心や経験を育むとともに、個性や意欲にあわせて教育を受けられる誰一人取り残さないまちづくりを行う

③一人ひとりの学力・体力を高めるまちづくり

知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力など、学力の総合的な底上げを図るとともに、健康の維持や、意欲・気力の充実に大きく関わる体力の維持・向上を図り、子どもたちの生きる力を育むまちづくりを行う

④持続可能で安全な学校環境づくり

将来の児童・生徒数を見据えた学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、計画的な老朽化対策を行い、持続可能で安全な学校施設の運営を行う

⑤ふるさと大東への理解と愛着を深めるまちづくり

子どもたちが大東のまちに関心を持ち、理解を深め、わがまちとして愛着を感じることができるまちづくりを行う

出産・子育て

①将来のライフプランを見据え、若い世代が住み続けられる・働き続けられるまちづくり

就職や結婚、子どもの就学等、若い世代が迎える様々なライフステージ⁷の変化のタイミングで市外に転出することなく、大東に住み続けられ、働き続けられる環境が整ったまちづくりを行う

②親も子も自己実現を図ることができるまちづくり

子どもも親も、一人の人として、余暇や学び、仕事の時間などが確保され、自己実現を図ることができるまちづくりを行う

③子育て世帯を孤立させないまちづくり

核家族やひとり親をはじめ、子育て世帯が行政機関や地域と何らかの関わりを持てるようにすることで、継続的に子育て世帯の負担や不安の軽減を図ることのできるまちづくりを行う

⁷ ライフステージ：人の一生の節目となる出来事(就職・結婚・出産・子育て・退職など)によって生活スタイルが変化する時期

産業・就労

①企業が成長し続けられるまちづくり

大東の地域経済を支える企業が様々な課題を克服し、自社の強みを十分に発揮しながら持続的な成長を遂げられるまちづくりを行う

②大東で創業・操業したくなるまちづくり

起業支援や企業誘致など、さらなる産業の重層化を図り、大東の経済が維持・発展するよう、様々な規模や業種の企業が持続的に成長し、大東での創業・操業に魅力を感じられるまちづくりを行う

③誰もが自分らしく働くことができるまちづくり

若者や女性、高齢者をはじめとして、誰もが年齢やライフステージにかかわらず、自分らしく働き、活躍することができるまちづくりを行う

④多様な連携で新しい付加価値が生まれるまちづくり

産業集積の力を最大限に活かすことで、多様な主体がそれぞれ自立しつつも相互に連携し合い、新たな付加価値が生まれるまちづくりを行う

⑤新たな人の流れや市内産業の活性化が生まれるまちづくり

市内外の人々が、歴史・文化をはじめとした大東の様々な魅力資源に触れることで交流人口、関係人口を増やし、まちの活力を維持・発展させるとともに、地域経済が活性化し、市内産業が活発となるまちづくりを行う。

文化・歴史・観光・地域コミュニティ

①大東の歴史や文化への誇りを育むまちづくり

飯盛城跡や三好長慶、平野屋新田会所跡、御領水路、のぎきまいり、だんじりなどの歴史的資源や、市民が主体となった様々なまつりやイベント、自治会、消防団、自主防災組織などの地域コミュニティの結束力など、大東が育んできた数々の歴史や文化、地域性を魅力資源としてさらに磨き、関係人口、交流人口との交流等を通じて、それを市民がわがまちの誇り（シビックプライド）として感じることでできるまちづくりを行う

②地域が支え合って暮らしを守るまちづくり

高齢化や人口減少の中にあっても、大東のまちを支えてきた自治会制度をはじめとして住民同士の自主的な支え合いによって、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを行う

行財政基盤

①人口減少・少子高齢化に対応しうる財政基盤の確立

人口減少・少子高齢化による歳入の減少や歳出の増大に備えて、ふるさと納税や各種交付金などの積極的な財源の獲得、堅実で効果的な資金運用等による歳入増加とあわせて、事業の不断の見直しや、将来の人口・財政基盤・行政需要を踏まえた計画的な施設の老朽化対策や公共施設の総量の見直し（再編・廃止）、未利用財産の早期の方向性決定を行うとともに、遊休地や空家、公共施設、都市空間などを活用するなど、まちの持続可能性を中長期的視点でとらえた財政運営を行う

②多様な主体との連携や、多様な手法の選択による労働生産性と行政サービスの質の向上

部署間・政策間での連携及びDX⁸等による労働生産性と行政サービスの質の向上を図るとともに、市民や企業など多様な主体が強みを持ち寄る公民連携によって、人、ノウハウ、アイデア、資金などの資源を効率的・効果的に活用することで、人口減少や少子高齢化の中にあっても、一人ひとりに寄り添ったまちづくりを行う

③効果的なプロモーションと発信力の強化

大東ならではの魅力や強みを磨くとともに、本市が取り組んでいる様々な施策などを積極的にプロモーション⁹するとともに、市内外に向けた発信力の強化を図り、大東の良さを知ったり体験したりする機会を増やすことで、住み続けたい、住んでみたい、行ってみたい、関わりたいと思うことのできるまちづくりを行う

（7）分野別計画について

総合計画は、本市の全ての行政施策に通ずる共通の理念と取組の方向性を指し示すものであり、分野別計画は、総合計画に掲げる理念と方向性に基づき策定し、実行していくものとする。

また、総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生法¹⁰に基づいた取組を定めるものとし、総合計画および分野別計画の方向性も踏まえたものとする。

⁸ DX:Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)の略称で、デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。デジタル技術の活用によって、業務や組織の在り方を変革し、より良い方向に導くという概念

⁹ プロモーション:認知度を高め、人々の関心を喚起するための活動

¹⁰ まち・ひと・しごと創生法:人口減少や少子高齢化、東京一極集中といった問題に対応するため、平成26(2014)年11月に公布・施行された法律。市町村は、各地域の実情に応じた地方版総合戦略を定めるよう努めなければならない、とされている

(8) 総合計画の見直しについて

総合計画を進めるにあたって、社会情勢の変化や予期せぬ事態に的確に対応する必要が生じた時は、計画期間中であっても見直しを行うこととする。